



熊本県公報

第12209号

平成25年4月26日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の一部改正	（子ども家庭福祉課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の指定	（社会福祉課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の変更	（〃）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	（〃）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の辞退	（〃）	2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧	（団体支援課）	3
○保育士登録に係る手数料徴収事務の委託	（子ども未来課）	4
○道路の供用開始	（道路保全課）	5
○道路の供用開始	（〃）	5
○公有水面埋立てに係るしゅん功認可（三角港）	（港湾課）	5
○平成25年度包括外部監査契約の締結	（人事課）	6
公 告		
○公共測量の終了	（監理課）	6
○平成25年度地籍調査事業計画	（農地整備課）	6
○特定調達契約に係る相手方等の決定	（情報企画課）	7
登 載 依 頼		
○特定調達(WTO)案件の落札結果の公告	（警察本部会計課）	7

告 示

熊本県告示第491号

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項（平成23年熊本県告示第552号）の一部を
次のように改正する。

第2条第4項第1号中「外国人登録証明書」を「住民票、在留カード又は特別永住者証
明書の写し」に改める。

第5条第1項中「申請者の居住地において」を「申請者が申請を行った日の属する年度
の4月1日において申請者の居住地に」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項の規定によ
り提出されている貸付申請書その他の書類は、改正後の熊本県要保護児童進学応援資金
貸付要項の規定により提出された貸付申請書その他の書類とみなす。

熊本県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の
促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項
においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次の
とおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及
び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされ
た生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
有田大津眼科	八代市永碇町1305	平成19年4月1日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
みすみ歯科クリニック	宇城市三角町中村字五反田116 3番地3	平成25年1月1日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
そうごう薬局 玉名亀甲店	玉名市亀甲251番4	平成25年3月1日

熊本県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(医科)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
健康保険熊本総合病院	所在地	八代市松江城町2番26号	平成25年2月11日
		八代市通町10番10号	

熊本県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
有田大津眼科	八代市永碇町1305-2	平成19年3月31日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
みすみ歯科クリニック	宇城市三角町中村字五反田116 3番地3	平成24年12月31日

熊本県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により次の指定医療機関から事業の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年4月26日

(歯科)

熊本県知事 蒲島 郁夫

医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
小山歯科医院	菊池市隈府434	平成25年3月31日

熊本県告示第496号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成25年4月26日から5月10日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

加入区の 名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第 1項の申出をす る漁業協同組合	縦覧場所
荒尾加入 区	荒尾市荒尾780番地1 矢野 浩治 荒尾市荒尾707番地2 阪口 清秀 荒尾市宮内出目499番地 藤本 昭一	荒尾漁業協同組合	荒尾漁業協同組合
海路口加 入区	熊本市南区海路口町3438番地 川上 武明 熊本市南区海路口町3574番地 満田 正弘 熊本市南区海路口町837番地 山本 正一	海路口漁業協同組合	海路口漁業協同組合
樋島加入 区	上天草市龍ヶ岳町樋島2595番地 桑原 千知 上天草市龍ヶ岳町樋島1444番地6 平岡 雪信 上天草市龍ヶ岳町樋島565番地7 段下 昭男	樋島漁業協同組合	樋島漁業協同組合
栖本加入 区	天草市栖本町湯船原912番地1 倉本 武 天草市栖本町古江100番地2 山崎 生男 天草市栖本町馬場3583番地 緒方 康隆	栖本漁業協同組合	栖本漁業協同組合
中加入区	上天草市大矢野町中4231番地 西田 一守 上天草市大矢野町中7703番地1 塩田 正義 上天草市大矢野町中4161番地 吉本 親徳	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合
維和加入 区	上天草市大矢野町維和5063番地3 須崎 幸誠 上天草市大矢野町維和265番地2 須賀 匠 上天草市大矢野町維和5157番地 田中 繁春		
上加入区	上天草市大矢野町上7554番地17 本田 賢治		

	上天草市大矢野町上 7802番地 森内 直行 上天草市大矢野町上 4251番地 小松野 久行	
湯島加入区	上天草市大矢野町湯島 588番地 1 松尾 形一 上天草市大矢野町湯島 697番地 松尾 繁一 上天草市大矢野町湯島 576番地 松尾 孝司	
御所浦加入区	天草市御所浦町御所浦 5363番地 2 坂田 文昭 天草市御所浦町牧島 588番地 長井 庄三 天草市御所浦町横浦 334番地 1 岩本 昭一	
佐伊津加入区	天草市佐伊津町 2029番地 岡 常哉 天草市佐伊津町又 1938番地 2 金子 義重 天草市佐伊津町 2159番地 1 澤田 唯二	
崎津加入区	天草市河浦町崎津 327番地 海付 貴久 天草市河浦町崎津 1170番地 船津 龍一 天草市河浦町崎津 333番地 浦本 清喜	
深海加入区	天草市深海町 855番地 沖崎 義明 天草市深海町 2771番地 新田 道雄 天草市深海町 1055番地 山道 清樹	
久玉加入区	天草市久玉町 1767番地 2 萩山 市蔵 天草市久玉町 3111番地 6 田中 大和 天草市久玉町 3107番地 野田 末喜	

熊本県告示第497号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託することとしたので、告示する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の内容

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料

2 委託の相手方

社会福祉法人日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

3 委託する日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

熊本県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年4月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町上内田字清水 670番30地先から 山鹿市菊鹿町上内田字辻 1002番1地先まで	455.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年4月26日

熊本県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年4月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字的場ノ本 2739番1地先から 同所 2742-1地先まで	136.9	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年4月26日

熊本県告示第500号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

2 しゅん功認可年月日

平成25年4月19日

熊本県指令港第2号

3 埋立区域

(1) 位置

熊本県宇城市三角町大字三角浦字本嶋1160番10、1160番11、1160番12、1160番13の各地先公有水面

(2) 区域

次のアの地点とイの地点とを結ぶ平成6年12月9日付け熊本県指令港第8号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L + 3.50メートルにより決定）、イの地点からエの地点までを順次結んだ線及びアの地点とエの地点とを結ぶ平成11年の秋分の満潮位（D. L + 3.98メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

アの地点 寺島三等三角点（北緯32度35分59秒76、東経130度28分52秒96）から280度41分36秒、1159.400メートルの地点

イの地点 アの地点から163度44分38秒65.130メートルの地点

ウの地点 イの地点から276度37分46秒170.000メートルの地点

エの地点 ウの地点から6度37分46秒60.000メートルの地点

- (3) 面積
9,440.72 平方メートル
- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 埋立ての免許年月日及び番号
平成12年3月30日
熊本県指令港第13号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
宇城市

熊本県告示第501号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 星野 誠之
(2) 住所 菊池市赤星1093番地
- 2 契約の期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告書提出後の精算払

公 告

熊本県公告第260号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により芦北町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（芦北町航空写真撮影）	平成24年8月6日から 平成25年3月15日まで	葦北郡芦北町全域

熊本県公告第261号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成25年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年4月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

調査を行う者 者の名称	調査地域 地名	調査期間
熊本市	東区戸島二丁目、戸島三丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島町、戸島本町、八王子町、出水一丁目、出水七丁目、北区植木町清水、植木町亀甲、植木町有泉、植木町上古閑及び植木町木留の一部並びに戸島四丁目、中央区九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、白山二丁目、国府一丁目、国府二丁目、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、岡田町、菅原町、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目、北区植木町平井及び植木町古閑の全部	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

宇土市	上綱田町の一部
小国町	大字黒渕の一部
西原村	大字宮山の一部
山都町	鶴ヶ田、小峰、貫原及び玉目の各一部並びに藤木、勢井、南田、長田、芦屋田、小中竹、二瀬本、二津留及び柏の全部

熊本県公告第 262 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則第 11 条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成 25 年 4 月 26 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
電子計算機組織及びプログラム・プロダクト一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 25 年 3 月 27 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 契約金額
125,687,016 円（うち消費税及び地方消費税の額 5,985,096 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 10 条第 1 項第 2 号による。

登載依頼**特定調達（W T O）案件の落札結果の公告****熊会第 382 号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 25 年 4 月 26 日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 25・26 年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係（熊本県庁警察棟 2 階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 3 月 11 日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区大江六丁目 24 番 19 号 九州総合サービス株式会社
- 5 落札金額
28,474,320 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 25 年 1 月 18 日